

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	銀行法施行令第16条の7(改正) 等		
規制の名称	銀行及び銀行代理業者等に係る休日規制の緩和		
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6000(内線5353、3596)	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和6年7月5日		
事前評価時の想定との比較	事前評価時、地域の人口動態変化等により収益上維持が困難となった銀行等の営業所等についても、金融機能を提供し続ける観点からその維持が求められており、営業所等廃止ではなく、営業日を絞り込むなどの対応が必要となってきたことから、規制の見直しの必要性が指摘されていた。事前評価以降も、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、引き続き本件措置が必要な状況にある。 なお、規制の事前評価時には想定していなかった影響も特段発現していない。		
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等		事前評価時の推計等との比較
	遵守費用	銀行等が当局の承認を受けて営業所等の休日を設ける場合には、当該営業所等にその旨を掲示する必要があるため、そのための費用が発生し得ると想定していたところである。 この点、銀行等はこれらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して一律に推計することは困難であるが、全体として、銀行等における規制の遵守費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。	過大な遵守費用が発生している状況にはない。
	行政費用	事前評価時以降、モニタリング等の実施状況に変更はなく、過大な行政費用は発生していない。また、想定していなかった新たな事務負担等は発生していない。	多額の追加費用が発生している状況にはない。
	効果(定量化)	本件規制緩和により、例えば、従来であれば撤退せざるを得なかった銀行等の不採算営業所等について、休日を柔軟に設定することが可能となった。その結果、当該営業所等の撤退をすることなく運営することが可能となり、過疎地域等においても金融機能を発揮し続けることができるようになった。そのため、不採算営業所等が撤退した場合と比較して、顧客の不利益が相当程度軽減されるようになったと考えられる。 また、銀行等においても、営業所等の運営に係るコストの削減効果が発生したと考えられる。 この点、本件改正の施行以降、従前は休日とすることができなかった銀行の営業所等も含めて40件以上の承認実績が認められる(令和6年3月31日時点)。営業所等の運営に係るコスト削減効果については、本件改正によるもののほか、業務効率化といった銀行自らの経営努力によるものもあり、これらを峻別して具体的に把握することは困難であるが、例えば、近隣の2つの営業所をそれぞれ隔日営業とし、片方の営業所の人員でもう片方の営業所を運営する等、営業所の撤退を伴わず、かつ人的資源を効率的に活用する事例も見られるところであり、銀行等の運営リソースの戦略的・効率的な活用の観点から休日承認が活用されていると考えられる。このため、事前評価時に見込んだ効果とかい離はないと考えられる。	事前評価時に想定していた効果との乖離は認められない。
	便益(金銭価値化)	上記の通り、事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。	事前評価時に想定していた効果との乖離は認められない。
	副次的な影響及び波及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。	事前評価時に意図していなかった負の影響や事前評価時に想定していた影響との乖離は認められない。
考察	本件規制緩和により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。よって、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。		
備考			